

# 第1章 はじめに

## 1. 生物多様性とは

### (1) 「生物多様性」とは

「生物多様性」とは、すべての生きものの中に違いがあることを表す言葉であり、「生きものをつなぐ」と個性」と言い換えることができます。「生きものをつなぐ」は、食物連鎖や繁殖行動など生きもの間の関係や、山・川・海の連続性といった生態系間の関係などを表し、「個性」は、同じ種であっても少しずつ違う特徴（特性）があることや、それぞれの地域に固有の生物相があることを表しています。

地球誕生以来、数えきれない生きものをつなぐによって、地球の気候や土壌が形成され、次の時代の生きものはその前の時代の生きものが創りあげた環境を基盤として進化するということを繰り返してきました。私たちの周りにある「生物多様性」は、地球の歴史の中で育まれてきたものです。

人間が生きていくために欠かすことのできない生態系サービス（大気、水、食料、燃料、医薬品等の資源や洪水調整、大気の緩和、観光など）は、「生物多様性」を基盤として生み出されています。

この「生物多様性」という基盤が、現在の暮らしや産業活動によって急激に劣化すると、地球環境や私たちの暮らしの持続可能性が失われるおそれがあります。



### (2) 3つのレベルの「生物多様性」

～生物多様性を3つのレベルでとらえます～

日本が1993年（平成5年）に条約締結した生物の多様性に関する条約<sup>1</sup>では、「生態系の多様性」「種間（種）の多様性」「種内（遺伝子）の多様性」という3つのレベルで多様性があるとしています。

#### 1) 生態系の多様性

～環境要素の違いにより、それぞれ違ったつながりが生まれます～

「生態系の多様性」とは、干潟、サンゴ礁、森林、湿地、河川など、いろいろなタイプの生態系がそれぞれの地域に形成されていることです。生態系はそれぞれの地域の環境に応じて歴史的に形成されてきたものです。一般的に生態系のタイプは、「自然環境のまとまり」や「見た目の違い」から区別されることが多いですが、必ずしも境界ははっきりしておらず、生物や物質循環を通じて相互に関係している場合も多いといえます。

また里地里山のように二次林<sup>1</sup>、人工林、農地、ため池、草原などといった「さまざまな生態系から構成されるモザイク状の景観」を「まとまり」としてとらえ、生態学の視点から地域における人間と環境の関わりをとらえていく、という考え方もあります。



最も自然の状態に近い常緑広葉樹林（江の島）



波打ち際から松林の間の砂浜にみられる砂浜草原（辻堂海岸）



河川沿いの河辺草原と河原の公園と背後の斜面林（引地川観水公園）



多くの生きものの生息・生育地となっている落葉広葉樹林（遠藤笹窪谷（谷戸））



水田・水路・畦・雑木林・人工林などさまざまな生態系が組み合わせられた里山（石川丸山谷戸）

藤沢市の多様な生態系 出典：藤沢市

<sup>1</sup> 二次林：詳細はP60の表「藤沢市内で拡大する『生物多様性への4つの影響』」の脚注「※5 二次林」を参照。

## 2) 種間(種)の多様性

～多くの異なる種(生きもの)が関わりあって生きています～

「種間(種)の多様性」とは、いろいろな動物・植物や菌類、バクテリアなどが生息・生育しているということです。世界では既知のものだけで約175万種が知られており、まだ知られていない生物も含めると地球上には3,000万種とも言われる生物が存在すると推定されています。

また、日本は南北に長く複雑な地形を持ち、湿潤で豊富な降水量と四季の変化もあることから、既知のものだけで9万種以上、まだ知られていないものまで含めると30万種を超える生物が存在すると推定されています。さらに、地域の生物の保全を考えていく際には、種数や個体数だけに着目するのではなく、種の固有性を保全していくことが重要といわれています。



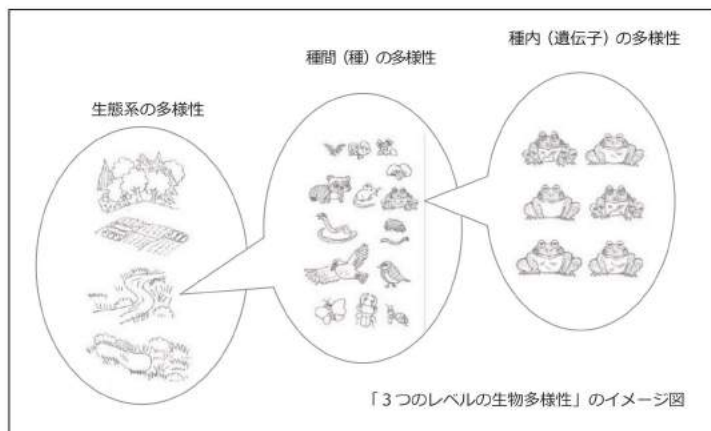
トウキョウダルマガエル



クマガイソウ

藤沢市の多様な生きもの

出典：藤沢市の自然環境 調査結果の概要 平成23年度～25年度 藤沢市自然環境実態調査 藤沢市



「3つのレベルの生物多様性」のイメージ図

## 3) 種内(遺伝子)の多様性

～気候変動、病気による種の絶滅を避けたり、地域ごとの環境に適応するため、長い時間をかけて生じた違いがみられます～

「種内(遺伝子)の多様性」とは、同じ種であっても、個体や個体群の間に遺伝子レベルでは違いがあることです。例えば、アサリの貝殻模様はさまざまですが、これは遺伝子の違いによるものです。あるいは、メダカやサクラソウのように地域によって遺伝子集団が異なるものも知られています。



同じ種でも模様が違うアサリ  
出典：環境省ホームページ



藤沢メダカ(ミナミメダカの地域個体群)  
出典：新江ノ島水族館の藤沢メダカ

参考：生物多様性国家戦略2012-2020(2012年(平成24年)9月) 環境省

### ◆藤沢メダカ

日本にいるメダカは以前は1種類とされていましたが、2012年(平成24年)に「キタノメダカ」と「ミナミメダカ」の2種類に分類されました。神奈川県は「ミナミメダカ」の分布域に当たります。ミナミメダカはさらに9つの小集団に区分され、神奈川県のミナミメダカは「東日本型」になります。これは、ミナミメダカという種としては1つでも、地域によって違う遺伝子を持った「地域個体群」が存在することを意味します。

藤沢市には、かつて地元由来の個体群が生息していたと思われませんが、開発や河川改修、環境変化などにより1990年(平成2年)頃には姿が見られなくなりました。1995年(平成7年)9月、藤沢市内の民家の池で、代々遺伝子を受け継いできたと考えられるメダカが発見されました。このメダカは、1957年(昭和32年)に、この民家近くの通称「はす池」と呼ばれる境川水系の河跡湖(池)<sup>2</sup>で捕獲されたものが、ほぼ自然状態の池で世代を重ね、生き残っていたものでした。このメダカは「藤沢メダカ」と名付けられ、教育関係者が中心となり、市民、研究者、行政などの協力のもと地域ぐるみの保護活動が続けられています。

参考：環境省生物多様性ホームページ  
藤沢メダカの学校をつくる会ホームページ  
<http://www.geocities.jp/fujisawamedaka/medaka.html>

<sup>2</sup>河跡湖：蛇行の著しい河川で、河道の変化により一部が取り残されて湖沼となったもの。

## 2. 「生態系サービス」とは

～私たちの暮らしは多くの生きものとのつながりから

恩恵を受け、支えられています～

### (1) 4つの「生態系サービス」

生物多様性は私たちの暮らしを支える基盤となっています。生物多様性が私たちの暮らしにもたらす恵みは「生態系サービス」と呼ばれており、ミレニアム生態系評価<sup>3</sup>では、「供給サービス」「調整サービス」「文化的サービス」「基盤サービス」の4つに分類されています。

例えば、私たちの生存に欠かせない酸素は、植物の光合成により生成されたものです(基盤サービス)。

また、野菜や米などの農産物の多くは、野生の植物を品種改良したものであり、魚などの水産物は、海等から得られます(供給サービス)。

さらに、植物による二酸化炭素の吸収や蒸散は、気温・湿度の調節にも寄与し、森林は、洪水を緩和し良質な水を育む水源かん養の働き、山の侵食を防ぎ土砂災害を軽減する働きを持っています(調整サービス)。

そして、四季の豊かな自然を前に、自然に順応した形で、豊かな感性や美意識をつちかい、多様な文化を形成してきました(文化的サービス)。

生態系サービス		
供給サービス	調整サービス	文化的サービス
暮らしの基礎を支えるサービス ・食料 ・水 ・木材や繊維 ・遺伝資源 ・薬用資源 ・観賞資源 など	環境を調整・安定させるサービス ・気候調整 ・大気質調整 ・洪水調整 ・局所災害の緩和 ・土壌侵食の抑制 ・水の浄化 など	文化の多様性を支えるサービス ・自然景観の保全 ・レクリエーションや観光の場 ・伝統行事の継承 ・科学や教育に関する知識 など
基盤サービス(上記の生態系サービスを支えるサービス)		
・酸素の供給(植物の光合成により供給される) ・水や栄養塩の循環 ・豊かな土壌 ・生きものの生息・生育環境の提供 ・遺伝的多様性の維持 など		

生態系サービスは、お金を支払って得ているものではありませんが、それが失われてしまうと人間にとって大きな損失となります。例えば、森林を伐採してしまうと、洪水が起きてさまざまな被害が発生しますが、これは森林の「雨水を貯え、徐々に放出する」という働きが失われたことによる人間への損失を説明する一例です。生態系がもつ洪水調整や局所災害の緩和といった生態系サービスは、健全な生態系を維持することではじめて受け取ることができます。生態系サービスは、自然資源<sup>3</sup>としての「物質的な恵み」のほかに、「防災・減災」や「心身の健康」といった目に見えない形で私たちの暮らしに恩恵を与えているといえます。

<sup>3</sup>自然資源：人間に利用される自然のなかの物質および物質生成の源泉となる環境のこと。土地、水、鉱物などの非生物資源と森林、野生鳥獣、魚などの生物資源がある。

### (2) 私たちの暮らしを支える「生態系サービス」

私たちの毎日の生活の基本となる衣食住は、農林水産業や商工業などの産業活動がもたらす作物や商品によって支えられています。それら作物や商品の原材料は、生態系サービスによってもたらされ、産業活動だけでなく経済活動(流通システム)を介して私たちに供給されています。

したがって、私たちの暮らしは、産業経済活動を通じ生態系サービスに支えられているといえます。

また、現在の私たちの暮らしを支える生態系サービスは、藤沢市内のみならず、国内・国外のさまざまな地域からもたらされています。このことは、私たちの日々の暮らしが藤沢市内にとどまらず、広く、場合によっては地球規模で生物多様性と関係していることを意味します。



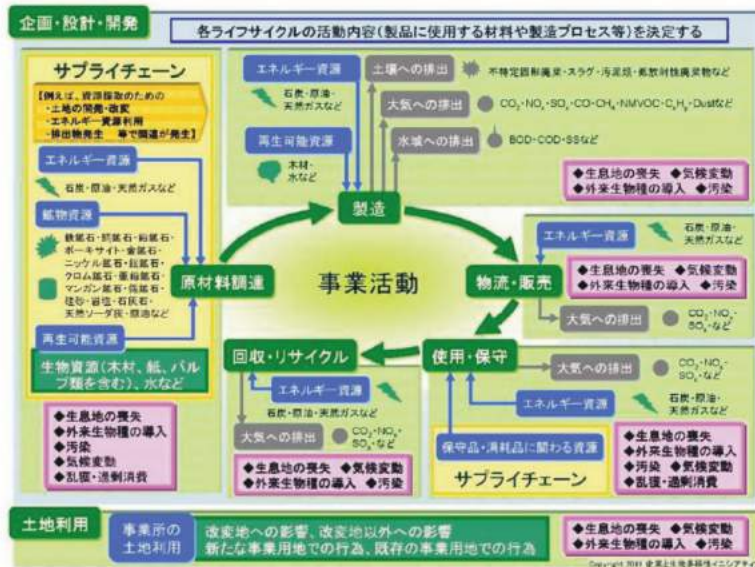
### (3) 産業経済活動を支える「生態系サービス」

私たちが暮らしていくうえで欠かせない産業経済活動は、多くの場面・段階で生物多様性を基盤とする生態系サービスを利用しています。

藤沢市でも、卸売業や小売業をはじめ、宿泊業や飲食サービス業、不動産業、建設業、製造業など、さまざまな事業活動が行われていますが、例えば原材料に鉱物資源、生物資源を使用したり、製造過程で水を利用するといった形で、実は多くの生態系サービスに支えられているのです。

原材料の段階から製品やサービスが消費者の手に届くまでの全プロセスのことを「サプライチェーン」といいます。下の図で示すように、事業者は事業活動におけるサプライチェーンのさまざまな場面・段階で、生態系サービスに依存し、また、これらに影響を与えていることがわかります。

特にエネルギー資源や鉱物資源などの天然資源が十分でない日本の場合、その多くを海外の生態系サービスに依存しています。したがって、事業活動を成り立たせるためには、海外の生態系サービスにも目を配る必要があります。



企業と生物多様性の関係性マップの例

出典：事業者のための生物多様性民間参画ガイドライン第2版（2017年（平成29年）12月8日 環境省）から引用

生物多様性分野における事業者の取組状況の把握を目的として、2013年（平成25年）に環境省がアンケート調査を実施しました。その中で、「事業活動ごとの取組」に関しては、下表の結果が得られています。

事業活動における場面ごとの取組	何らかの取組を実施している事業者の割合
1. 原材料調達	86.9 % (n=1,322)
2. 生産・加工	96.9 % (n=1,209)
3. 生物資源の利用	65.8 % (n=743)
4. 投融資	32.0 % (n=855)
5. 販売	47.6 % (n=1,183)
6. 研究開発	72.0 % (n=1,076)
7. 輸送	79.9 % (n=1,222)
8. 土地利用・開発事業	61.0 % (n=779)
9. 保有地管理	57.2 % (n=1,077)

「生物多様性分野における事業者による取組の実態調査」（2013年（平成25年）環境省）をもとに作成

調査期間：2013年（平成25年）1月10日から1月31日

調査対象者：株式会社東京商工リサーチ「TSR 企業情報ファイル283byte」に登録された公務（日本標準産業大分類S）を除く事業者のうち、従業員数500人以上（農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業については50人以上）の全事業者

ただし、東日本大震災に係る警戒区域、計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域は除く

・農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業を除く事業者：6,067社  
 ・農業、林業、漁業、鉱業・採石業・砂利採取業に該当する事業者：351社

調査主体：環境省（自然環境局 自然環境計画課 生物多様性施策推進室）

上表から、何らかの取組を実施している事業者の割合が、「4. 投融資」と「5. 販売」の場面では、他の場面と比較して少ないことがわかります。

このことから、投融資の場面では今後、生物多様性への配慮の視点をより重視した取組が事業者に求められるほか、サプライチェーンの下流に位置する販売の場面では、取組の余地が残されているといえます。

### 3. 生物多様性に関する4つの危機 ～今、「生物多様性」が危ない～

生命が地球上に誕生して以来、生きものが大量に絶滅する、いわゆる「大絶滅」がこれまでに5回あったといわれていますが、その原因は火山噴火や隕石衝突など「自然の力」による影響と考えられています。

一方、現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われており、1年間に絶滅する種が2000年（平成12年）には1975年（昭和50年）の40倍に当たる40,000種に上るなど、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な要因は、人口の増加や暮らしの変化といった「人間活動による影響」と考えられています。



生きものの絶滅によって引き起こされる生物多様性の劣化や消失は、生物多様性国家戦略\*で「4つの危機」として整理されています。

#### 第1の危機：開発など人間活動による危機

開発による土地の改変や乱獲などを要因とした生物多様性への危機をいいます。

<影響例>

- ・ 埋立などによる干潟や湿地などの消失や、森林の転用などの土地利用の変化を伴う生きものの生息・生育環境の破壊と悪化
- ・ 鑑賞用や商業的利用による生きものの乱獲・盗掘・過剰な採取など、生きものの直接的な採取による個体数の減少
- ・ 河川の直線化・固定化、ダム・堰などの整備、経済性や効率性を優先した農地や水路の整備などによる、生きものの生息・生育環境の劣化

#### 第2の危機：自然に対する働きかけの縮小による危機

自然に対する人間の働きかけが縮小・撤退することによる危機をいいます。

<影響例>

- ・ 薪炭林<sup>4</sup>の管理不足による森林の遷移の進行とそれに伴う生物相の変化
- ・ 林業生産活動の停滞が引き起こす人工林の整備不足による、水源かん養や土砂流出防止など森林機能の低下、生きものの生息・生育環境としての質の低下
- ・ 耕作地の放棄や里山林の放置によるニホンジカ・ニホンザル・イノシシなどの個体数の増加及び生息地の拡大、それに伴う農林業被害や人的被害などの発生増加と生態系への影響

#### 第3の危機：人間により持ち込まれたものによる危機

外来種や化学物質などの持ち込みによる危機をいいます。

<影響例>

- ・ 人間によって国外や国内の他の地域から持ち込まれた生きものによる、地域固有の生物相や生態系の改変
- ・ 家畜やペットが野外に定着することによる生態系への影響
- ・ 殺虫剤や農薬、化学肥料などの化学物質を長期間ばく露したことによる、生きものや生態系への影響

#### 第4の危機：地球環境の変化による危機

地球規模の環境変化による影響が要因となる危機をいいます。

<影響例>

- ・ 地球温暖化
- ・ 強い台風の発生頻度の増加や降水量の変化などの気候変動
- ・ 海洋の一次生産<sup>5</sup>の減少や、海洋の酸性化<sup>6</sup>などの地球環境の変化

参考：生物多様性国家戦略2012-2020 2012年（平成24年）9月 環境省

<sup>4</sup>薪炭林：薪や木炭の原料の生産を目的とする森林。

<sup>5</sup>一次生産：生きものが生きていくうえで必要なエネルギーの源は太陽光にあり、植物の光合成は生態系の中を循環するエネルギーの基礎となるものであるため、基礎生産または一次生産と呼ばれる。海洋の一次生産は真光層（湖沼や海洋などにおいて太陽光の届く範囲の水層）の植物プランクトン群集が大部分を担うとされている。

<sup>6</sup>酸性化：石油や石炭などの化石燃料は炭化水素（有機化合物）を主成分としており、化石燃料が燃焼すると二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）が発生する。二酸化炭素は火山の噴火などの自然現象によっても発生するが、近年は主に人間の活動により排出する二酸化炭素量の増加と、植物などが吸収する二酸化炭素量の減少を要因に、大気中の二酸化炭素量が増加している。大気中の二酸化炭素量増加により海洋の酸性度は上昇しつつある。海洋の酸性化は、生きものの殻や骨格になっている炭酸カルシウム生成を強く妨害するので、海の生きものに影響を与える。

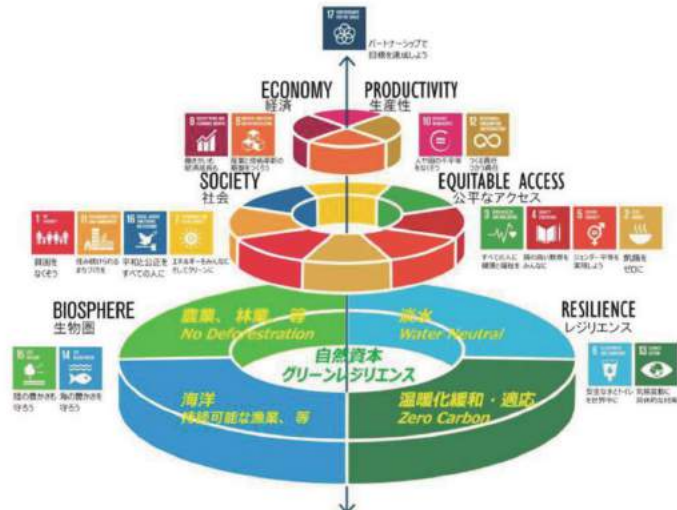
## 4. 経済界にも波及しはじめた生物多様性の考え

### (1) SDGs (持続可能な開発目標)

ESDイニシアチブ  
SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) \*は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関連する国際的な新しい動きです。2030年(平成42年)までに世界が取り組む行動計画(「2030アジェンダ」)として、2015年(平成27年)9月に国連(国際連合)サミットで採択されました。

17の目標と169の小目標に分かれており、環境に関わる項目が多く含まれています。これまでの国際目標と異なる画期的な特徴として、①先進国も含むすべての国に目標が適用される ②分野横断的なアプローチが必要とされている ③環境・経済・社会の三側面統合の概念が打ち出されている などが挙げられ、格差や貧困をなくし、持続可能な社会を実現するための積極的な取組を求めています。

下の図はSDGs(持続可能な開発目標)と生物多様性の関係を整理したものです。地球の生物圏(Biosphere)に支えられて社会(Society)が成立し、その社会に支えられて経済(Economy)が動いているという3層構造が示されています。経済と社会が持続可能であるためには、生物圏が有する自然資本がその必要条件であることが、階層構造で表されています。この図から、自然資本の保全はSDGs(持続可能な開発目標)の目標であり、また他の目標の達成を支える基盤でもあることがわかります。



SDGsを説明する“wedding cake”の図

科学者Johan Rockström博士と国連の「生態系と生物多様性の経済学」のプロジェクト・リーダーでもあったPavan Sukhdev氏が考案したSDGsを説明する図“wedding cake”に原口真氏が日本語で加筆したもの(原図考案者の許諾済み)

参考：環境省 持続可能な開発のための2030アジェンダ/SDGsホームページ <http://www.env.go.jp/earth/sdgs/index.html>  
図の出版：原口真。(2017)：持続可能な開発目標(SDGs)にどのような向き合えば、企業価値創造ストーリーを描けるのか～必要条件である、自然資本への依存と影響に関する理解～、新エターナル<第42号>、4:1-4

### (2) ESG (イーエスジー) 投資

生物多様性を含めた環境などの取組度合いに応じた投資として、ESG投資\*があります。ESG投資とは、環境(Environment)、社会(Social)、企業統治(Governance)の頭文字を並べた言葉で、企業の財務情報だけではなく、環境や人権などの問題への取組状況なども考慮する投資手法のことです。国連が2006年(平成18年)に機関投資家に責任のある投資を呼びかけたことをきっかけに、その動きが世界的に広がりました。

総投資額は、2016年(平成28年)に日本円で約2,500兆円(22.89兆ドル)となり、世界の投資の4分の1を占めるまでに膨らんでいるとされます。

地球規模で広がる環境破壊や、労働者を酷使する人権問題に、投資を通じて改善を促す動きであり、環境や人権問題に積極的な企業には投資を増やし、そうではない企業からは資金を引き上げ、厳しい対応を迫ることもあります。地球の「持続可能性」と結びついたESG投資の現状は、欧州では投資全体の52.6%と半分を占め、アメリカでも21.6%を占めるのに対し、日本では全体の3.4%とされているというデータもあります。

下のグラフは、2014年(平成26年)と2016年(平成28年)における国別のESG投資額の推移を示したものです。各国において増加していることを示しています。

こうした動きを受け、日本でも多くの企業が「環境・社会・企業統治」への取組を求められています。



国別 ESG 投資額の推移

資料提供：慶應義塾大学環境情報学部一瀬友博教授

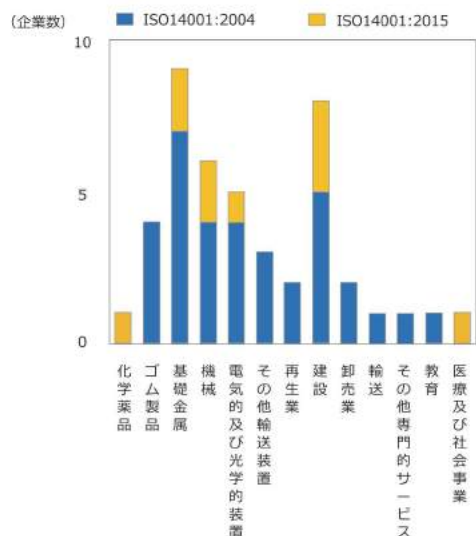
参考：NHK クローズアップ現代+ ホームページ <https://www.nhk.or.jp/gandai/articles/4039/>及び  
2016 Global Sustainable Investment Review ホームページ  
[http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR\\_Review2016.F.pdf](http://www.gsi-alliance.org/wp-content/uploads/2017/03/GSIR_Review2016.F.pdf)  
※1ドル=109円(2018年(平成30年)2月時点)換算

### (3) ISO14001

ISO14001\*とは、環境マネジメントシステムに関する国際規格です。ISO14001では、組織を取り巻くすべてのヒト（地域住民、利害関係者）、モノ（水、空気など）に対し、組織が与えている影響を明確にし、悪い影響を与えていけば、それを解決していくためのシステムを作ります。ISO14001を取得すると、「環境保全に貢献している企業」とみなされます。

ISO14001は2015年（平成27年）に改訂され、規格本文のなかに「生物多様性」という言葉が初めて記載されました。これにより2015年改訂版を取得することは、生物多様性の保全や持続可能な利用に寄与する事業活動を行っていることを示す一つの指標になったといえます。

各種マネジメントシステムの評価機関の情報によると、藤沢市内で2017年（平成29年）11月末現在までにISO14001を取得している企業は44社（うち中小企業は28社）で、2015年改訂版の認証を得ている企業はそのうち10社となっています。下のグラフに示すように認証を取得している企業の業種は、基礎金属業や建設業、次いで機械関連及び電気・光学などが多く、それぞれ2015年改訂版を取得している企業が出てきています。



藤沢市内で ISO14001 を取得している企業数 (2004年版、2015年版)  
 参考：公益財団法人 日本適合性認定協会ホームページ <https://www.jab.or.jp/>  
 マネジメントシステム認証機関の認定：適合組織検索

## 5. 生物多様性の危機回避に関する国内外の動き

### (1) 国内外の動き

生物多様性の危機に対応し、国際的には、1992年（平成4年）の国連環境開発会議（地球サミット）で生物多様性条約が採択されたのを契機として、生物多様性の保全や持続可能な利用などについて議論と行動が進められています。2010年（平成22年）に名古屋市で開催された「生物多様性条約第10回締約国会議」（COP10）では、2020年（平成32年）までに達成すべき20の目標を「愛知目標」<sup>7</sup>として定め、日本を含む締約国各国が目標達成に向けた行動を進めています。

日本では、生物多様性条約に基づいて、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画である「生物多様性国家戦略」が1995年（平成7年）に策定され、2008年（平成20年）には「生物多様性基本法」が制定されました。同法に基づいて2012年（平成24年）に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」では、愛知目標の達成に向けた日本のロードマップと、平成32年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性が示されました。

生物多様性に関する国内外及び藤沢市などの動向

年	世界・日本	神奈川県・藤沢市
1968～1988年 (昭和43年～63年)		藤沢市の植生調査（市北西部） 藤沢市の植生調査（市全域） 藤沢市の植生調査（市全域、江の島） 藤沢市の植生調査（慶応義塾大学キャンパス）
1992年（平成4年）	国連環境開発会議（地球サミット）において「生物多様性条約」採択	
1993年（平成5年）	「生物多様性条約」日本が締結	
1995年（平成7年）	「生物多様性国家戦略」策定	
1998年（平成10年）		「藤沢市自然環境実態調査」（平成10～14年度） 「藤沢市環境基本計画」策定
1999年（平成11年）		「藤沢市都市マスタープラン」策定
2000年（平成12年）		「ふじさわ総合計画2020」策定 「藤沢市緑の基本計画」策定
2002年（平成14年）	「新・生物多様性国家戦略」策定	
2006年（平成18年）		「藤沢市環境基本計画」改定
2007年（平成19年）	「第3次生物多様性国家戦略」策定	「藤沢市バイオネットワーク基本計画」策定
2008年（平成20年）	「生物多様性基本法」施行	
2009年（平成21年）	環境省が生物多様性民間参画ガイドライン公表 <sup>8</sup>	
2010年（平成22年）	生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）を名古屋市で開催（愛知目標採択） 「生物多様性国家戦略2010」策定	
2011年（平成23年）		「第2回藤沢市自然環境実態調査」（平成23～25年度） 「藤沢市環境基本計画」策定 「藤沢市都市マスタープラン」改定 「藤沢市緑の基本計画」改定
2012年（平成24年）	「生物多様性国家戦略2012-2020」策定	
2014年（平成26年）		「藤沢市政運営の総合指針2016」策定 「藤沢市環境基本計画」（第1次改定）
2015年（平成27年）	国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にSDGsを記載	
2016年（平成28年）		「かながわ生物多様性計画」策定
2017年（平成29年）	環境省が「生物多様性民間参画ガイドライン 第2版」公表 名古屋議定書 <sup>9</sup> 締結	「藤沢市環境基本計画」（第2次改定） 「藤沢市政運営の総合指針2020」策定 「藤沢市立地適正化計画」策定

<sup>7</sup>愛知目標：詳細は次ページおよび資料編「3. 生物多様性国家戦略2012-2020（愛知目標）」を参照。

<sup>8</sup>生物多様性民間参画ガイドライン：事業活動において直接的・間接的に生物多様性の恩恵を受け、あるいは生物多様性に影響を与えている民間事業者が、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことは、自らの事業を将来にわたって継続していくうえで必要なことである。また、生物多様性の保全と持続可能な利用は、民間事業者の参画なしには実現できない。以上の点から表中に「生物多様性民間参画ガイドライン」（初版及び第2版）の公表時期を明示した。

## (2) 愛知目標

愛知目標は、「生物多様性条約第10回締約国会議」(COP10)で採択された2020年(平成32年)までに世界が達成すべき目標であり、5つの戦略目標と20の個別目標を掲げています。また、2050年(平成62年)までの長期目標(Vision)として「自然と共生する世界」の実現、2020年(平成32年)までの短期目標(Mission)として「生物多様性の損失を止めるために効果的かつ緊急な行動を実施する」ことを掲げています。

日本においては「生物多様性国家戦略2012-2020」が、愛知目標の達成に向けたロードマップとしての役割を担います。「生物多様性国家戦略2012-2020」では、5つの戦略目標ごとに愛知目標の個別目標に沿った形で、日本の国別目標及び国別目標の達成に向けた主要行動目標を設定し、可能なものについては、目標年次を定め、国別目標の達成状況を把握するための指標を設定しています。

愛知目標 20の個別目標

<p>戦略目標 A</p> <p>根本的な要因への取り組み</p>	<p>① みんなが、生物多様性は大切なんだと知ろう。その気持ちをもって、行動しよう。</p> <p>② 国や地方は、生物多様性を大切にす計画を立てよう。</p> <p>③ 生物多様性に悪い制度はやめよう。やめさせよう。いい制度をすすめよう。</p> <p>④ 環境に無理をさせず続けられる生産と消費を行おう。</p>
<p>戦略目標 B</p> <p>直接的な要因への取り組み</p>	<p>① 森など、生き物が暮らす場所が失われるスピードを半分まで抑えよう。ゼロを目指そう。</p> <p>② 魚や貝など水産資源は、これからも無理なく続けられるように漁獲しよう。</p> <p>③ 農業・養殖業・林業が行われる地域を、長く無理なく活動できるよう管理しよう。</p> <p>④ 化学物質・肥料・農薬は、生物多様性に有害でない範囲まで抑えよう。</p> <p>⑤ 環境に害をあたえる外来種が増えるのを防ごう。入ってこないようにしよう。</p> <p>⑥ サンゴ礁など、環境の変化に特に弱い生態系を守ろう。</p>
<p>戦略目標 C</p> <p>生物多様性の状態の維持・改善</p>	<p>① 陸地の17%、海の10%は、なにがあっても守る場所に決めよう。</p> <p>② 絶滅危惧種を絶滅から防ぎ、ふつうの種に戻していこう。</p> <p>③ 一つの種のなかでも、多様さを大事にしよう。</p>
<p>戦略目標 D</p> <p>自然の恵みの強化</p>	<p>① 生態系を守り、自然の恵みが子どもや貧しい人々にも届くようにしよう。</p> <p>② 傷ついた生態系を、15%以上回復させよう。それによって気候変動や、破壊の課題に貢献しよう。</p> <p>③ 生物多様性から得られる利益は、国や地域を超えて公正に分配しよう。</p>
<p>戦略目標 E</p> <p>実施の強化</p>	<p>① みんなで参加しながら作戦を立て、みんなで実現しよう。</p> <p>② 生き物や自然にまつわる伝統的な知識を大切にしよう。</p> <p>③ 生物多様性に役立つ知識や技術を豊かにしていこう。</p> <p>④ 活動を支えるために大切な人材と資金を、協力を集め増やしていこう。</p>

IUCN-J(国際自然保護連合日本委員会)「にじゅうまるプロジェクト」のホームページをもとに作成

## (3) 国内における「生物多様性地域戦略」の策定状況

生物多様性地域戦略\*とは、生物多様性基本法に基づき地方公共団体が策定する『生物の多様性の保全』及び『持続可能な利用』に関する基本的な計画』で、同法においてその策定を努力義務として定めた地域版の生物多様性戦略です。2016年(平成28年)12月現在、110の地方公共団体(39の都道府県、71の市区町村)において策定されています。

## (4) 「かながわ生物多様性計画」の概要

神奈川県は、2016年(平成28年)3月に県の生物多様性地域戦略として「かながわ生物多様性計画」を策定しました。

「かながわ生物多様性計画」において、藤沢市は「都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)」に区分されており、関係する主な生態系は、「都市生態系」及び「里山・農地生態系」としています。「都市生態系」は、人口の集中と産業の集積などにより都市的土地利用が進む中で、樹林地や公園、農地などの小規模な生態系を要素としてモザイク状に構成されたもので、これらの生態系は、都市部の生きものにとって重要な生息・生育環境を提供しています。また、「里山・農地生態系」は、水田などの農地と周辺の二次林を中心とした生態系であり、集落や水路、ため池なども要素として構成され、里地里山と呼ばれる地域がこれに当たります。

藤沢市生物多様性地域戦略では、「かながわ生物多様性計画」における「都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)」に即した取組と「エリアをまたぐ取組」を踏まえたうえで、「三浦半島エリア」と「山麓の里山エリア」との連携にも配慮した施策体系の構築を図りました。

### 「かながわ生物多様性計画」における神奈川県取組

- ◆「都市・近郊エリア(多摩丘陵・相模野台地)」に即した取組
  - ・都市公園の整備及び適切な管理運営
  - ・トラスト制度などによる緑地の保全
  - ・里地里山の保全などの促進
  - ・農業の有する多面的機能の発揮の促進
  - ・アライグマ防除対策などの推進
- ◆「エリアをまたぐ取組」
  - ・野生鳥獣との共存を目指した取組
  - ・外来生物の監視と防除
  - ・法令・制度などを通じた生態系の保全
  - ・生物多様性への負荷を軽減する取組(環境に配慮した計画的な土地利用、農林水産業の振興における環境への配慮)



生態系に着目した県土のエリア区分  
出典：かながわ生物多様性計画(一部加筆)